

令和6年12月定例会 文教委員会の概要

日時 令和6年12月16日（月） 開会 午前10時
閉会 午前11時 1分

場所 第8委員会室

出席委員 阿左美健司委員長
高木功介副委員長
森伊久磨委員、林薫委員、吉良英敏委員、白土幸仁委員、梅澤佳一委員、
小川寿士委員、安藤友貴委員、八子朋弘委員、山崎すなお委員

欠席委員 なし

説明者 日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、
古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、依田英樹高校改革統括監、
吉田勇市町村支援部長、案浦久仁子参事、小谷野幸也教育総務部副部長、
平野雄三総務課長、井澤清典財務課長、田沼康雄教職員課長、
南雲世匡福利課長、佐藤直樹生涯学習推進課長、飯田徹文化財・博物館課長、
竹野谷一幸県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、
廣川佳之魅力ある高校づくり課長、中沢政人県立学校部参事兼特別支援教育課長、
荻原篤大保健体育課長、無川禎久ICT教育推進課長、松本光司人権教育課長、
越見宏小中学校人事課長、高田淳子義務教育指導課長、
我妻卓哉教職員採用課長、田中雅人生徒指導課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第 1 2 1 号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	原案可決
第 1 5 5 号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）	原案可決
第 1 5 7 号	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結 果
第 4 号	2024年度 ゆきとどいた教育をすすめるための 請願	不採択

所管事務調査

県立学校で使用する自動車の管理について

【付託議案に対する質疑】

林委員

- 1 今回、債務負担行為設定の工事の内容ということで詳しく教えていただければと思う。総額等分かったが、対象学校は何校であるのか教えてもらえればと思う。
- 2 債務負担行為の設定のうち、県立学校体育館整備について防災拠点校とあるが、読んで字のとおりかと思うが、もう少し詳しく教えてもらえればと思う。全何校あり、どのような基準で選んでいるのかなど教えてもらえればと思う。
- 3 快適ハイスクール施設整備という文言があり、これは端的に言うと、資料にあるように中間改修のことを意味している。つまり、同じ意味なのか教えてもらえればと思う。

財務課長

- 1 県立学校の体育館整備については、令和7年度に実施を予定している防災拠点校の体育館への空調設備の設計について、令和6年度中に前倒しをして発注を進め、早期の設計を着手するもので、対象校は10校である。次に、快適ハイスクール施設整備は、大規模改修までの中間改修として、屋上防水、外壁、設備等部分的に改修するもので、対象校は12校である。県立学校大規模改修については、建物の長寿命化、維持管理費の圧縮を図るため、建築後、おおむね30年を経過した校舎について、屋上防水、外壁、内装及び設備等の改修をするもので、対象校は20校である。また、県立高等学校再編整備及び県立大宮工業・浦和工業新校（仮称）実習棟整備については、「魅力ある県立高校づくり第2期実施方策」に基づき、令和8年4月開校予定の新校において、必要な教育環境を整備するために、改修と実習棟の新築を行うもので、改修については6校、実習棟の新築については1校である。なお、体育館整備以外のコースについては複数の事業にわたる学校があることから、延べの数となっている。
- 2 防災拠点校については、県の地域防災計画において、災害対応の機能を有する主要な施設として位置付けられた県の防災活動拠点である。県の地域防災計画において、県は防災基準の整備をはじめ、災害時には災害対応の機能を有する主要な施設を防災活動拠点として位置付け、整備をしているとされているところである。学校の数だが、高校再編により令和7年度末をもって閉校となる1校を除き、36校ある。どのような基準で防災拠点校として指定されているのかについてであるが、先に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、防災拠点校選定当時の埼玉県震災対策計画に基づき、被害が想定されない秩父地域などは除き、逆に密集市街地や地盤が悪い県南部・東部地域は厚く配置したものである。
- 3 建築後、おおむね15年を目安に改修工事を行っているもので、中間改修工事と同義のものである。

林委員

2点目の質問の防災拠点校だが、全部で36校ということだが、何年度に防災拠点校の体育館の空調整備は完了する計画でいるのか。

財務課長

防災拠点校36校を対象に、体育館の空調設備設置を進めているところである。このうち14校については、既に令和5年度、6年度、7年度の3年間で整備に取り組んでいるところである。36マイナス14、残り22校について、そのうちの10校について今回債務負担行為を設定し、7年度に予定していたものを今年度中から前倒しで設計を進められるように進めており、こちらは令和7年度中には設置が完了する予定である。それと3

6マイナス14マイナス10、残り12校については、令和8年度以降になろうかと思うが、着実に設置が進むように取り組んでいきたいと思う。

森委員

債務負担行為の中の県立高等学校再編整備について聞きたいと思うが、先ほど6校が再編整備されるという話があったが、具体的にどういった高校がどのように再編されるのか、その6校の具体的な再編を聞きたい。

魅力ある高校づくり課長

第2期実施方策について御説明する。12校を6校に第2期実施方策では再編をすることで検討を進めている。国際感覚を身に付けたグローバル人材を育成する高校の設置ということで、和光国際高校と和光高校を統合、岩槻高校と岩槻北陵高校を統合、秩父高校と皆野高校の統合を行いたいと考えている。また、アニメーション美術分野で活躍できる人材を育成する高校の設置として、越生高校と鳩山高校の統合、ビジネス分野で活躍できる人材を育成する高校の設置として、八潮南高校と八潮高校の統合、さらに先端産業分野で活躍できる人材を育成する高校の設置ということで、大宮工業高校と浦和工業高校の統合を考えている。

森委員

どちらかの高校の建物が不要になるというわけだが、不要になった高校の建物のどういった利用を考えているのか。

財務課長

未利用となった学校施設については、局内で定める方針に従って順次手続を進めているところであり、未利用地の利活用方針というもので、まずは庁内の利用を照会して希望を募り、希望を確認し、希望がなければ、次は地元の市町村に利用の希望を聞いていく。そこでも希望がない場合には民間への売却等を検討するという手順で進めており、今回の6校については、具体的にまだ現時点で決まったことはない。

小川委員

- 1 まず、121号について、私からも県立高校の防災拠点校の体育館への空調設備について伺います。本年も暑い夏の期間が長く続いた。その中で例えば、大宮北特別支援学校においては、複数の空調設備が故障して全く動かない状況の中で、暑い夏、何とかすぐに修繕をしなければいけないというようになったわけだが、その部品がもう既に存在しておらず、修繕できない状況で、この暑い夏、子供たちが空調なしで授業を受けなければいけないという事態が続いたが、今回のこの空調設備設計においても、こうした機器の耐用年数と更新時期については、どのような考えで対応していくかお聞かせ頂きたいと思う。
- 2 県立大宮工業高校と浦和工業高校新校の実習棟の整備についてだが、どのような実習を行う実習棟であるのか御説明いただきたいと思う。
- 3 157号議案については、今回の人事委員会による勧告と併せて示された、人事管理報告の中では、教員人材の確保についての意見が示されていた。今回の給与の引上げについてこの人材確保につながっていくのかも含め、今後の教員人材の確保についての御見解を聞かせていただきたいと思います。

財務課長

- 1 今回の体育館への空調設備については全て新たに新設するものである。耐用年数を経過後、老朽化の状況も勘案して更新を検討していくこととしている。なお、更新までの間に故障などが発生した場合には、機能を回復するための修繕等を行っていく。

- 2 大宮工業高校と浦和工業高校が統合した新校での実習棟の整備についての質問だが、こちらの新校には、情報に関する学科を新設する予定であり、プログラミングやデータサイエンスに関する実習を行うための実習棟を整備する予定である。

教職員課長

- 3 本年の給与改定については、県内民間企業における初任給の動向や、若年層に特に重点を置く俸給表の改定とした人事院勧告等を踏まえて、人事委員会から初任給をはじめとする若年層に特に重点を置き、全ての職員を対象に給料表を引き上げる旨の勧告があったところである。民間情勢への適応や国との均衡、人材確保の観点から、人事委員会勧告に基づき、初任給をはじめとする若年層に特に重点を置いて引上げを行うものなので、今回の給与改定は、人材確保や教職の魅力向上にも資するものと考えているところである。

八子委員

121号議案の債務負担行為の防災拠点校の空調設備の設計について確認したいが、川の近くとか低い場所にある学校の整備について、万一浸水するような事態が起こった際にも問題がない対応をとられているのかどうかについて確認したいと思う。

財務課長

今回の体育館の空調設備の設置に当たり、室外機については、体育館の床面より高い位置に設置をするという工夫を凝らして設置をしていく予定である。

八子委員

今の御答弁を受けて、床面よりも上ということだが、例えば、そのハザードマップとかが地域ごとにあると思うが、その浸水の想定よりも当然上にあるという理解でよいのか。

財務課長

水害が発生したときに、市町村の判断で避難所を開設するかどうかということが決定されるわけだが、防災拠点校の中には、ハザードマップ上の浸水区域に入っているところもいくつかあるので、そういった状況の中で実際の水害の状況を踏まえて、市町村が防災拠点校の体育館を避難所として開設するかどうかは判断するという状況である。

八子委員

私が伺いたかったことはそういうことではなく、先ほどの答弁だと床面よりも上に室外機を上げるようなそんな御答弁だったと思うが、であるならばそれはそれでいいが、もしもそのハザードマップ上で浸水して、例えば、5メートルとかで、そういう危険が示されているところであれば、その5メートルよりか上の場所に、室外機を設置するような、工事設計になっているのか、そういうことを伺いたい。

財務課長

浸水リスクの高さよりも上ということはないところもあるかとは思いますが、実際にはある程度、体育館の床面の高さや浸水リスクの水深とを比べた場合に、どうしても浸水リスクの上限まで水害が発生した場合、体育館の床面も、いわゆる、床上浸水の状況になってしまうところの中にはあるかと思うが、少なくとも体育館の床面以上に室外機を設置しておけば、避難所として使われる床下浸水レベルぐらいの水害には耐えうるだろうという判断で、体育館の床面よりも高いところに室外機を設置しているという状況である。

八子委員

そもそもそれだけの水害になってしまうと、そこがそもそも防災拠点校になり得ない

いうことだから、それ確かにそうかなと思うが、できるだけそうは言っても、せめてその床下浸水だとか、ある程度のところまではちゃんと使えるという状況にしておけば、その分避難所が増えるわけであるから、そうしていただきたいが、そういった観点から考えるとこれも今回の議案ではなく既に終わっているというか、もう既に整備済みに近い話かと思うが、例えば、新座柳瀬高校とか、あと坂戸高校で、新座柳瀬は柳瀬川の脇だと思し、坂戸は越辺川の脇だと思うが、新座柳瀬は今年度工事になっていて、坂戸は今年度設計のようだが、こちらについては今のその前のやりとりで考えた場合、少なくとも床面以上というか、浸水がある程度想定した上での設計だったり工事になってるのかどうか、この２校についてはいかがか。

財務課長

委員御指摘の事業については、６年度から進めている。学校である程度、浸水リスクがあるところについて、県の方で整備・改修を進めているものだが、それは学校運営上、例えば、台風や雷とかで停電してしまったりした場合に、学校の運営の機能が止まってしまうので、重要な設備、受変電設備とか、そういうものをかさ上げしたり、重要な諸室の水害を防ぐための止水盤を設置したりということで、学校機能全体、学校が運営できるような形の対策を講じるために、今年度進めており、先ほどの体育館の整備の部分については、今回やっている６年度の事業には特段含まれていない。学校運営上の観点から、そういった対策を講じているものである。

八子委員

ちょっと端的に伺うが、学校運営上なのか、その防災拠点という観点かは別として、いずれにしろ、先ほど申し上げた２校については、空調設備ややっぱりこの整備されているわけで、それについては、新座柳瀬についても坂戸についても、万が一浸水になってもある程度ところまでは、何ていうか影響を受けないような、状況になっているということでしょうか。この体育館の空調という意味において。

財務課長

委員御指摘の２校については防災拠点校になっているので、今後、体育館への空調設備の設置について進めて取り組んでいく予定だが、順番なので、空調設備だが、体育館の空調そのものが壊れないような対策としては先ほど、空調そのものが運転できないような水害が発生したときに防ぐためには、先ほど申した体育館の床面以上のところに室外機を設置するというような対策を講じることで今進めているところである。

山崎委員

議案第１２１号の資料１の３ページの部分について質問する。

- １ 県立学校体育館の空調の整備のところで、防災拠点として利用するときだけではなく、平常時の授業などでもこの空調設備を利用できるかどうかを確認したい。
- ２ 今回、３６校が防災拠点校として、空調設備が整備されていくが、残りの県立学校についても整備が進んでいくのか。
- ３ 県立高校の再編整備のところで、６校については新校開校に向けて整備が進められていくが、整備されないほうの特に鳩山高校については、所在地である鳩山町が反対していると伺っている。鳩山町への説明はどのようになされるのか。

財務課長

- １ 熱中症等の危険性がない安心・安全な学習環境を確保するため、一定の使用は認めていきたいと考えているところである。ただし、緊急防災減災事業債を活用していることや、防災拠点校以外との公平性も考慮しつつも、平時に試運転を行う必要もあることから、熱中症警戒アラート発令時の授業等での活用を基本としつつ、熱中症の厳重警戒や

警戒レベルでの使用も検討してまいりたいと考えている。

- 2 現在、県立学校の約9割は、市町村によって指定避難所に指定されているところである。避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針において、災害発生時に備え、指定避難所となる施設について、各市町村のほか、指定避難所となる施設の管理者にも、被災者の避難所における生活環境の整備が求められているところである。そのため防災拠点校以外の指定避難所である県立学校への整備については、各市町村における県立学校以外の指定避難所での暑さ対策を確認した上で、今後検討をしていく必要があると考えている。一方で、近年の夏場の暑さは大変厳しく、他県や市町村でも体育館への空調整備が進められており、近い将来、避難所としての活用の有無にかかわらず、全ての学校の体育館には空調設備が設置されていることが一般的になるのではないかと考えている。更なる空調設備の整備について、引き続き、検討をしてまいりたいと思う。

魅力ある高校づくり課長

- 3 これまで鳩山町の方に対しては、適宜、町の方を訪問し、再編整備の必要性であるとか新校の準備状況について情報提供してきたところである。新校に関する情報提供を引き続き対応するなど、丁寧に対応しながら新校の開設準備を進めていきたいと考えている。

安藤委員

林委員の質問に関連するが、

- 1 まず、ハイスクール以下の4項目は、何校かっていうことはお答えは頂いたが、まず令和7年度の全体像のどれだけの規模の部分が債務負担行為として、要は割合として、前倒しをしているのかっていうことを何項目かあると思うが、同じ答えであれば一括の一つの答弁で構わないので願する。
- 2 先ほどから話が合った体育館の空調設備の設計だが、優先順位はどうやって決めているのかっていうことをお答えをさせていただければと思う。14と10と12っていう順番だと思うが、優先順位についてお答えいただきたい。

財務課長

- 1 令和7年度に実施を予定していた工事のうち、主に冬に行う体育館改修工事以外は、全て債務負担行為を設定し、前倒しをしたいと考えている。
- 2 防災拠点校36校の優先順位の話である。まず、現在7年度までの3年間で進めている14校については、防災拠点校の周辺の避難所に空調が設置されていない高校を選定して14校を進めている。残りの22校については、これから財源の目途もつけながら整備していくが、10と12の線引きの話だが、もともと大規模改修工事等が予定されているところは、工事の年度が重ならないように前にしたり後ろにしたり、そういう調整を図りながら、今回の10校と12校を選定している。

【付託議案に対する質疑】

なし

【請願に係る意見（議請第9号関係）】

林委員

議請第4号「2024年 ゆきとどいた教育をすすめるための請願」に対し、不採択を求める立場から発言する。

教育予算の確保、教職員の増員、就学援助制度等の実施、ICT機器の整備、特別支援学校の整備や増築など、ゆきとどいた教育を進めるため、執行部において必要な取組を推進するとともに、国への働き掛けも行っており、適切な対応が既に実施されていることが

認められる。また、給食費の無償化については、現在、各地域、各学校の実情に応じて、その取扱いにはそれぞれ差がある中で、これを一律無償化することは、財源の確保だけでなく、公平性・柔軟性の観点から慎重な判断が必要であることから賛成できない。

以上の理由から、議請第4号については不採択とすることが適当であるとする。

なお、生活困窮世帯の子供たちへの教育や特別支援学校の過密対策など、それぞれ重要な教育課題であると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講じるよう申し添える。

山崎委員

請願第4号「2024年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願」について採択をお願いしたく意見を述べる。

請願者は、ゆきとどいた教育をすすめる教育埼玉署名実行委員会で、毎年、次年度の予算編成を前にして、12月定例会に多くの賛同署名を添えて請願をしている。今回は23,942筆の署名が提出されている。

請願趣旨は5点である。1「教育予算の増額」、2「35人以下学級の小中高での早期実現」、3「教職員の増員」、4「教育費保護者負担軽減のための給食費の無償化のための市町村への補助、県独自の就学援助制度、給付型奨学金制度の拡充及びICT機器の公費負担」、5「特別支援学校教育充実のための学校設置促進」である。

先日、県内の中学校で欠員教員の補充ができずに、2週間にわたり実習が続いていたことが報じられた。教員の未配置未補充問題は、現場の教員を疲弊させるばかりでなく、児童生徒にも大きな影響を及ぼす。国の予算に占める教育費の割合は4.0%で、OECD加盟国36か国のうち、下から3番目である。教育の予算を増額し、教職員を増員することは喫緊の課題である。

県議会でも多くの議員が、教育環境の整備等を取り上げてきたが、いずれも早期に誠実に解決していくことが求められており、ぜひ、23,942筆の声に応え、各委員の賛同をお願いして意見とする。

八子委員

請願第4号について、不採択の立場から発言をする。

教育予算や教職員を更に拡充していくことについては賛同できるものの、昨年とほぼ同様の請願事項について、それらを実現していくためには多額の予算が見込まれ、限られた予算の中で、請願事項全てに対応していくことは難しいと考える。よって、本請願については、残念ではあるが不採択をすべきであると主張させていただく。

小川委員

請願第4号について、不採択の立場から意見を申し上げる。

私どもの会派としても、一人一人の子供たちがきめ細かい教育を受けられるよう、教育予算の増額は今後も必要であると認識している。請願事項にある教職員の未配置・未補充を解消するための施策を進めることや、小中学校・特別支援学校などの学校給食の無償化など、その必要性については認識している。

県においても本年11月26日、大野知事から文部科学大臣に対し、国において早期に学校給食費の無償化に向けた具体的方策を示すこととする旨の要望を既に出されていることを承知している。この学校給食の無償化については、現在、国においても考えられる課題を整理していくことも報じられており、できる限り早期に制度化されることを期待している。

また、ICT活用についてもGIGAスクール構想の推進として、高等学校についても小中学校と同様の支援を講じることなど、7項目にわたり県から文部科学省に対して、既に要望・提案されているものと承知をしている。

次に、特別支援学校の設置に関わる国庫補助率を3分の2に引上げる事項については、私どもも特別支援学校の過密化解消に向けた取組が必要であることは十分に認識しているが、その補助率の在り方について、直ちに賛成しかねる立場から、本請願については不採択を主張する。

【所管事務に関する質問（県立学校で使用する自動車の管理について）】

森委員

- 1 県立学校で使用している自動車がどのくらいあるのか。
- 2 私立学校の事故を受けて、教育局としてどのような対応をとったのかというのを伺う。

財務課長

- 1 全176校のうち71校で、合計113台の乗用車やトラックをグラウンド整備などで使用している状況である。
- 2 今回の私立学校の事故を受けて、11月19日付けで全県立学校に対して、自動車の適切な管理を徹底するよう指示をするとともに、各学校の自動車やその鍵の管理状況について緊急点検を行った。また、11月25日付けで、改めて自動車の適切な管理の徹底について通知をするとともに、11月27日の校長会議において、自動車の鍵を校長があらかじめ指定した場所に施錠して保管することなど、鍵の管理を適切に行うよう周知徹底を図ったところである。

森委員

- 1 緊急点検を行ったということだが、鍵の管理状況に問題はなかったのか、生徒が無断で運転できるようなことはなかったのかをまず伺う。
- 2 また、自動車や鍵の管理については、管理責任者を明らかにして、学校として管理を徹底すべきだと考えるがいかがか。

財務課長

- 1 緊急点検の結果、今回の事故のように、自動車の鍵を車内で保管しているという事例はなく、全ての学校で施錠できる部屋、もしくは施錠可能なキーボックスで鍵を保管していた。いずれの学校でも、生徒が学校の自動車を勝手に運転することができるような状況にはないと認識をしているところである。
- 2 県立学校で使用する物品については、適正な管理のために、校長が教職員の中から管理責任者を指定することとしている。また、学校として物品を記録管理するための台帳を整備することも求めている。今回の点検では、自動車の管理責任者の指定や、台帳の記録についても確認をしているが、不備がある場合には既に是正をさせているところである。

森委員

今回の私立学校の事故でもナンバープレートがない自動車であった。113台、県立学校にあるということだが、このうち、ナンバープレートを取得していない自動車というのは何台ぐらいあるのか。

財務課長

ナンバープレートのない自動車は１１３台のうち６６台である。

森委員

ナンバープレートを取得していない場合、法定点検の義務というのはないのはもう存じ上げているが、道路運行しないといっても自動車である。ブレーキがきかずに暴走してしまったりとか、これ今回は運転手が生徒だったってところに瑕疵があるが、その車両自身の安全性というものについても、法定点検を行ってないわけであり、何か問題が生じる可能性もあると思う。学校として、この車両の安全管理も徹底すべきだと思うがいかがか。

財務課長

委員御指摘のとおり、道路を運行してなくても自動車であることに変わりはない。事故の未然防止という観点では、エンジンオイルやタイヤブレーキなどに不具合がないか、日頃から点検する必要があると考えている。道路運行しない自動車についてはこれまで点検について定めてなかったが、今後は、ナンバープレートのある公用車の日常点検表や運行管理簿に準じて、点検表等を定めるなど、車両の安全管理を徹底していく。